

「北区基本計画 2015」及び「北区経営改革プラン 2015」の
改定のための検討会
第1回 次第

日時：平成 30 年 10 月 22 日（月）
午後 6 時 30 分～
場所：北とびあ スカイホール

1. 開会
2. 委員委嘱（委嘱状交付）
3. 区長挨拶
4. 委員紹介
5. 会長及び副会長の互選
6. 正副会長挨拶
7. 諮問
8. 検討会の運営について
9. 議題
 - （1）検討会の進め方について
 - （2）北区の現状と課題、基本計画及び経営改革プランについて
 - （3）人口動向と社会保障への影響について
 - （4）その他
10. 閉会

「北区基本計画 2015」及び「北区経営改革プラン 2015」の改定のための検討会
委員名簿

| 区分 | | 所属団体等 | カテゴリー |
|--------|--------|------------------------------------|-------------|
| 学識経験者 | 岩崎 美智子 | 東京家政大学家政学部教授 | 第1分野 |
| | 八木 裕子 | 東洋大学ライフデザイン学部准教授 | 第1分野 |
| | 藤井 穂高 | 筑波大学人間系教授 | 第2分野 |
| | 北原 理雄 | 千葉大学名誉教授 | 第3分野 |
| | 加藤 孝明 | 東京大学生産技術研究所 都市基盤安全工学国際研究センター准教授 | 第3分野 |
| | 加藤 久和 | 明治大学政治経済学部教授 | 経営改革 |
| 区内団体代表 | 大塚 麻子 | 北区男女共同参画推進ネットワーク | 男女共同参画 |
| | 小澤 浩子 | 赤羽消防団 | 安全・安心 |
| | 尾花 秀雄 | 北区商店街連合会 | 産業 |
| | 鈴木 将雄 | 北区地域リサイクラー協議会 | 環境 |
| | 田辺 恵一郎 | 東京鋼鐵工業株式会社 | 経営 |
| | 永沢 映 | NPO 法人コミュニティ・センター | NPO 創業支援 |
| | 和氣 よしえ | 北区民生委員児童委員協議会 | 福祉 |
| | 渡辺 秀一 | 北区町会自治会連合会 | コミュニティ |
| 公募委員 | 織戸 龍也 | | |
| | 金澤 達也 | | |
| | 櫻井 寛己 | | |
| | 野村 真美 | | |

※敬称省略

(写)

30北政企第1670号
平成30年10月22日

「北区基本計画2015」及び「北区経営改革プラン2015」
の改定のための検討会会長 殿

東京都北区長 花川 與惣太

「北区基本計画2015」及び「北区経営改革プラン2015」
の改定のための検討会設置要綱第2条の規定に基づき、下記の
事項を諮問する。

記

(諮問事項)

- 1 「北区基本計画2015」及び「北区経営改革プラン
2015」の改定について
- 2 その他必要な事項について

「北区基本計画 2015」及び「北区経営改革プラン 2015」の改定のための
検討会設置要綱

30北政企第1334号
平成30年6月29日区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、「北区基本計画 2015」及び「北区経営改革プラン 2015」
(以下「基本計画等」という。)の改定に当たり、区民参画を図るとともに、
様々な立場及び視点から意見等を募り、多角的に検討を進めるため、「北区基
本計画 2015」及び「北区経営改革プラン 2015」の改定のための検討会(以
下「検討会」という。)を設置することを目的とする。

(所掌事項)

第2条 検討会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について検討して答申
する。

- (1) 基本計画等の改定に関すること。
- (2) その他区長が基本計画等の改定に関し検討が必要と認める事項に関する
こと。

(組織)

第3条 検討会は、次に掲げる者で、区長が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者 6人以内
- (2) 区内各種団体構成員 8人以内
- (3) 公募の委員 4人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から検討会が第2条に規定する答申を行った
日までとする。

2 委員が欠けたときは、補欠委員を置くことができる。

(会長及び副会長)

第5条 検討会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、
その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会は、会長が招集する。

2 検討会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 検討会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 検討会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 検討会の所掌事項のうち特定の事項について検討するため、検討会に部会を置くことができる。

2 部会の所掌事務、構成その他の運営に必要な事項は、会長が定める。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、政策経営部企画課が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年6月29日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、第2条の規定による答申が行われた日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この要綱の施行の日以降最初で開催する検討会については、第6条第1項中「会長」とあるのは「区長」とする。

「北区基本計画 2015」及び「北区経営改革プラン 2015」の改定のための検討会
会議の公開に関する内規

（趣旨）

第1 この内規は、「北区基本計画 2015」及び「北区経営改革プラン 2015」の改定のための検討会（以下「検討会」という。）の会議の公開に関し必要事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第2 会議は運営上支障がない限り公開とする。

（傍聴人の数）

第3 傍聴人の数は、各会場の収容人員に依りて、検討会の会長が決定する。

（傍聴の手続き）

第4 傍聴を希望する者は先着順で受け付けるものとし、所定の傍聴票に自己の氏名及び住所を記入の上、所定の傍聴席で傍聴しなければならない。

（傍聴人の守るべき事項）

第5 傍聴席にある者は静粛を旨とし、次に掲げる事項をしてはならない。

- （1）会議における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表すること。
- （2）私語、雑談又は騒ぎ立てる等他人の迷惑となる行為をすること。
- （3）みだりに傍聴席を離れること。
- （4）飲食又は喫煙をすること。
- （5）前各号のほか、会議を妨害し、又は会議の秩序を乱すような行為をすること。

（撮影・録音の禁止）

第6 傍聴人は、傍聴席において、写真、映像等を撮影し、又は録音をしてはならない。

ただし、会長に対して撮影・録音許可申請書（別記第1号様式）により申請し会長の

許可を得た場合は、この限りでない。

- 2 会長は前項の規定による申請を許可した場合には、撮影・録音許可書（別記第2号様式）を申請者に交付する。

（違反に対する措置）

- 第7 傍聴人がこの内規に違反したときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これに退場を命ずることができる。

（傍聴人の退場）

- 第8 会長が傍聴禁止を宣告し、又は退場を命じたときは、傍聴人は、速やかに退場しなければならない。
- 2 委員会において会議を公開しないこととしたときは、傍聴人は、会長の指示に従い、速やかに退場しなければならない。

（会議の周知）

- 第9 事務局は、会議の開催日時等を、北区ニュース及び北区ホームページ等で広く区民に周知するものとする。
- 2 事務局は、会議の要旨等を調製し、北区ホームページに掲載、その他の方法をもって広く区民に周知するものとする。

（委任）

- 第10 この内規に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項又は疑義が生じた事項は、会長が委員会に諮って決定する。

北区基本計画 2015 及び北区経営改革プラン 2015 の
改定のための検討会 検討日程

※太枠内が検討会の所掌事項

| No. | 年月日 | 検討内容 | 備考 |
|-----|-------------|----------------------------------|----|
| 第1回 | 平成30年10月22日 | 北区の現状と課題、人口動向と社会保障への影響など | |
| 第2回 | 平成30年11月12日 | 第4分野（経営改革） | |
| 第3回 | 平成30年12月3日 | 第1分野（健康づくり、高齢者、障害者、子育て支援） | |
| 第4回 | 平成30年12月25日 | 第2分野（産業振興、地域振興、文化振興、教育、国際化、男女共同） | |
| 第5回 | 平成31年1月21日 | 第3分野（まちづくり、環境、安全・安心） | |
| 第6回 | 平成31年2月5日 | まとめ | |
| 第7回 | 平成31年2月21日 | まとめ・答申 | |



| | | |
|----------|---|--|
| 平成31年4月～ | <ul style="list-style-type: none"> 計画事業の検討 | |
| 平成31年12月 | <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">基本計画（案）及び経営改革プラン（案）の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> 区議会へ報告 区民へ公表、パブリックコメント | |
| 平成32年3月 | <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">基本計画及び経営改革プランの策定</p> <ul style="list-style-type: none"> 区議会へ報告 区民へ公表 | |